

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷七十第

行發日一月九年二十正大

論叢

間地稅の觀察點……………法學博士 神戸 正雄

植民地の經濟政策に就きて……………法學博士 山本美越乃

共產の原理……………法學士 恒藤 恭

私經營統計概論……………法學博士 財部 靜治

海運に於ける競争と獨占との分界……………法學士 小島昌太郎

時論

農村問題と其對策……………法學博士 河田 嗣郎

說苑

シニワーへの法則……………經濟學士 岡崎 文規

壹岐國に於ける地割制度……………農學士 奥田 彥

雜錄

百姓と町人……………法學士 本庄榮治郎

獨逸に於ける勞働立法の發達……………經濟學士 中丸 叶

經濟學史上のベッカリア……………經濟學士 小川福太郎

雜錄

百姓と町人

本庄榮治郎

一

徳川時代の社會階級をあらはす言葉として、從來一般に士農工商の語が用ゐられて居る。士は武士の階級を指し、農は百姓の階級、工は工匠、商は商人で、この工商の両者は、即ち町人の階級に屬する。

士農工商の言葉は、四民共存の理を説くものなりとの説もあるが、¹⁾一般には階級的差別觀をあらはすものとして考へられて居る。武家が政柄を執りし當時に於て、自ら高く社會の最上位に立ち、又農業經濟時代たりし當時に於て、耕耘に従事し、國民の食糧、幕府諸藩の財政上の根源たるべき米穀を供給する農民が、武士に亞

いで重要な地位を占め、工民は技巧に従ふの民であり、軍器の製造などから考へて、幾分重きを置かれ、商人よりは上位に立つたものである。商人に至つては不生産的な鎔銖の利を争ふものであつて、貨殖のことは、口にするだに恥づべきものとせられし當時に於て、最も卑しむべく、最も排斥すべきものとして、四民の最下位に列せしめられたものである。

二

いふ迄もなく、徳川時代には農業は著しく進歩し、又最も重要な産業たりしものであるが、然らば當時農民の生活状態は如何なりやといふに、それは意外にも彼等は一擧手一投足に拘束を受け、些細なる點に至るまで制限を加へられ、たゞ租税を輸す爲のみに存在せる如き惨じめな生活をなせしものであることは、嘗て述べた所の如くである。²⁾

幕府の農民に對する干渉は、随分極端なるものがあつた。即ち幕府は農民に對して奢侈を禁じ、粗食を強ひ、衣服は木綿ものに限り、不似

1) 室鳩巢、不亡鈔、日本經濟叢書卷三、53-69頁

2) 拙著、經濟史考、300頁以下

合なる家宅を作ることを禁じ、嫁取りなどに乗物を無用とし、荷鞍に毛氈を掛けて乗用す可らざることを命じ、會々凶歲にあへば酒造はもとより、餛飩・麥麵・蕎麥切・饅頭・豆腐等に至るまで總て五穀の費として、製造若くは小賣することを禁じ、米食は平素でも、奢侈として禁せられたものであつた。加之娛樂・遊戲に至るまで制限を加へ、在方における芝居・相撲・歌舞伎・淨瑠璃其の他の遊藝の興行を禁じ、藝人及び興行人の出入滞在を許さなかつたものである。かの有名な慶安の御觸書³⁾には、衣食住に對する制限の外に「みめかたちよき女房成共、夫の事をおろかに存、大茶をのみ、物まいり、遊山、すきする女房を離別すべし」とて家庭生活の内に迄、其干涉の手を伸ばしてゐる有様である。

三

幕府の觀る所では、町人は、武士の如き祖先の勳功も、彼等自身の手柄もなく、又百姓の如く、四時不斷の艱苦を嘗めて、國家國民の爲に、必要品を作り出すものでもなく、只管算盤玉を

弾いて安逸に耽りながら、鑄銖の利を争ひ、動もすれば高價品や珍奇なものを賣付け、奢侈を増長せしむる無用の者として、考へておつた。それにもかゝはらず、彼等はその營業を許され居るのであるから、この有り難き御國恩に酬ゆるのが當然である。従つて彼等からは冥加とか、運上とか稱するものを上らしめて、町人から租税を取り立てるといふやうなことは、別に深くも考へゐなかつた。

幕府は農民に對すると同じく、町人に對しても、日當生活に隨分干涉を加へたものであつた⁴⁾。櫛笄から草履・下駄・日傘に至るまで一定の制限を設け、絹布の着用を禁じ、商品にも種々の制限を附し、嗜好に投せんとする新奇のものや、華美高價品はもとより、野菜類でも季節以前に賣り出すことを禁じ、大火暴風雨等の後に物價や勞賃を昂めることを禁じ、又大豆の相場が下つたにも拘らず、豆腐の市價を改めざるは、何故であるかといふ調子で、物價にも干涉し、米價の調節⁵⁾なども、種々の手段を弄したものであつた。

3) 徳川禁令考、第五帙、242 頁以下

4) 徳川禁令考、第五帙、539, 651, 415 頁以下

5) 拙著、江戸幕府の米價調節参照

た。

四

商人は、かくの如く種々なる干涉制限を受け
たとはいふものゝ、農民に對する制限干涉と
は、その程度に於て、その性質に於て、決して同
日の談ではなかつた。それは農民に對する慶安
の御觸書と、同年に出でた町人に對する町觸と
を比較するも、明かである。例へば町人に對す
る分では、衣類は「町人召仕絹布着し申間敷事」
とか「詩繪之家具持中間敷事」「作事に金銀之箔
付間敷事」「三階仕間敷事」とかの類であつて、
農民のやうに、「百姓は分別もなく末の考もな
きものに候故」云々とか、朝起きをせよ、酒や
茶を買て飲んではならぬ、たば粉を喫んではな
らぬ、雜穀を食へ、茶飲み女房を離別せよなど
と、人間を人間とも思はぬやうな規定は一つも
ない。たゞ風俗の頹廢を防ぐために、奢侈に
走ることを戒めて居るばかりである。

町人からは税は取らぬ、國恩奉謝の冥加を上
らしめるといふ態度、即ち名分の上に於ては、

私利を營む卑きものとして、百姓以下のものと
されて居るけれども實際に於ては、その生活の
程度や實力は、之を認めざるを得なかつたもの
である。されば町人は一方に於ては、株仲間を
設けて同業者の團結を計り、營業を獨占するこ
とも、或程度の自治を行ふことも、許されたの
であつた。勿論かくの如き團體の存在は、幕府が
彼等に下すべき命令の傳達や、其他一般の取締
につき便利であるのみならず、元來商人に對し
て種々の制限を加へし目的は、國民生活の簡易
質實を期するにあつたから、それに牴觸せざる
限りに於て、彼等の商慣習を尊重することゝし
て、之れを認めたものであるのと解釋もあるが、
多くの商工等の株仲間に就てはその商慣習を認
めるとか、又は取締上の便宜とかいふ問題が基
本になつて起つたものではなく、始めから農民
と商人とは同じやうに取扱はれて居ないのであ
つて、この根本的の立場の相違から起つたもの
ではなからうか。彼等の商慣習を尊重すると
いふこと、それ自身が、既に彼等の實力を認め

6) 徳川禁令考、前掲、471頁

7) 三浦博士、法制史の研究、262頁

て居るからのごとであつて、若し實力もなく而も幕府の觀察せし如く商人が眞に無用のものとするれば、何故に彼等の商慣習を認むる必要があるか、解釋に苦しむ次第である。株仲間を認めたとこと、商人に對する種々の制限とは、一寸考ふれば矛盾せるもの、如くに見るが、表面上は兎に角、實際に於ては上述の如く商人の實力が認められておつた次第であるから、右の二者は決して矛盾せるものではなく、根本の原由は極めて明白であると思ふ。

五

商人の社會上の地位は表面上は以上述ぶる所の如きものであつた。徳川時代は米遣ひの經濟の時代であり、又貨幣經濟の次第に發達し來りし時代である。かゝる世の中に於ては算盤玉をうまく弾くものは、即ち富を集め、やがて實力を有するに至るものである。況や泰平の續くと共に弓は袋に納められ、長押の鎗は徒らに塵の堆きに任せ、戰爭は昔物語となつて、世は贅澤に流れ、奢侈を追ふ有様であり、武力は當世に

用なく、金力が之れに代るの時代となつた。元祿の頃に至りては、彼等の中に極めて豪奢なる生活をなすものがあらはれて來た。江戸では紀ノ國屋文左衛門、奈良屋茂左衛門が巨萬の富を重ねて豪奢榮耀を極め、且暮花街に放浪して一擲千金を惜まず豪興一世を驚かしたことは、世々傳へて今も人の稱する所である。京都の中村内藏助・灘波屋十右衛門・大阪の淀屋辰五郎が居住の美・衣服飲食の奢りに一代の精を聚めて世を驚かしたのも、亦元祿豪華の時代に於ける町人の豪奢を代表せるものであらう。⁸⁾

六

世の泰平となり生活向上し奢侈の行はるゝに伴ひ、窮乏を訴へつゝあつた武士階級は、何れも財政の困難に陥り誅求を事とし、町入に頭を垂れてその融通に依つて、漸く難關を切り抜けつゝあつたことは、既に屢述べた所の如くである。⁹⁾町人囊には「いにしへは百姓より町人は下座なりといへども、いつの頃よりか天下金銀づかひとなりて、天下の金銀財寶みな町人の方に主

8) 齋藤隆三氏、近世世相史、248頁
廣文庫第十九冊 1121頁には元正間記を引いて洗屋の驕奢を述べてある。

9) 拙著、江戸幕府の米價調節、22頁以下

とれる事にて、貴人の御前にも召出さるる事もあれば、いつとなく其品百姓の上にあるに似たり¹⁰⁾といつてゐるが、町人の力は百姓を凌ぐ位のことではなく、既に早く武士の階級をも凌げるものである。たゞ階級制度の嚴立せる世なるがため、此方も政治上に用ふる能はず、名實ともに権力階級に立つを得ざりしと雖、その實力に於ては武士を壓し、國內の金權を握り社會の一大勢力たる地位を占めしものであつた。蒲生君平が「大阪の富豪一たひ怒れば天下の侯諸皆慄へ上る」といへるは、蓋當時の町人の力を示して遺憾なきものである。

有力なる町人の集まれる處は、大都市殊に大阪、江戸等であつた。江戸は新開の地であり、政治の中心として武士の權力・階級的束縛の強い處であるが、之に反して、大阪は既に商業地としての歴史を有し、金融の中心地であつた。町人階級の發達が後者に於て特に著しく、物費の生活が常に一步を先んじておつたことは明かであるが、啻にそれのみならず精神的生生活例へ

は學問藝術の方面に於ても亦天下の魁たるべきものであつた。

七

徳川時代では教育は餘程進んで來た。學問は單に僧侶や貴族の專有物ではなく、都會の地には所謂寺小屋なるものが盛となつて、普通教育が施され、町人も金を貯めるばかりでなく、學問も相當にやつたものである。前述の如く經濟上社會上の實權が町人に移ると共に、學問も亦漸く町人の手に落ちて來た。而して進取活動的な町人には、清新にして卑近な學問が興らなければならぬ。この時勢の要求に應じたものは、即ち心學である。心學は¹¹⁾商人道を説いたものであり、町人階級の哲學である。京都の石田梅巖から起つて、中澤道二や手島堵庵などが、大に斯學のために盡したもので、平民社會に及ぼした影響は、極めて大なるものがあつた。

心學は始め京阪を中心として起つたものであるが、啻に心學のみならず、一般に京阪關西地方には學問が盛んであつて、町人出身の有名な

10) 日本經濟叢書——第五卷65頁

11) 瀧本博士、經濟——家言、297頁以下、心學に就て參照

學者も少くはなかつた。例へば國學の大家本居宣長も伊勢の松阪の町人の家から出ており、漢學の方では京都の伊藤仁齋も商家の出である。心學の石田梅巖ももとよりそうである。大阪では、山片蟠桃や、草間直方が、町人であつた。此等は最も著名なる者の一例に過ぎないが、これによつても、町人の階級が、一概に無學のものでなかつたことは明かであり、農民の階級とは比較し得ざる文化を有せしことは怪しむに足らぬ所であらう。

八

要するに徳川時代に於ては、農民は前に述べた通りの憐れな状態であつて、人間らしき生活をなすことも出来ず、たゞ租税を輸す道具として、虚使されたものであつた。之に反して、町人は、表面は農民以下の無用の者とされておつたけれども、實際に於ては、農民よりは遙かに人間的の待遇を受けて居たものであり、農民との間には、非常な立場の相違があつた。而も貨幣經濟の世に於て、國內の金權を掌握せしのみ

ならず、精神的文明をも、左右せんとする勢を有するに至つたものであつて、實世間の勢力を一身に背負つて立つ者は、商人階級を外にしては、之を求むることを得ざる有様であつた。農民が水呑み百姓として、存続しておつたものに比すれば、町人は、何れの點に於ても、其生活を向上し、新生面の開拓に努力せるものであつて、兩者の差異は、始めから、幕府に於ても認めざるを得なかつたものである。